

# 介護保険福祉用具購入・貸与における訪問調査について

## 目的

訪問調査を行って実態を確認することにより、被保険者の在宅での自立を支援する適切なサービスを確保するとともに、保険給付の適正化を図ります。

## 点検対象・点検内容

介護保険の対象となる福祉用具購入・貸与を行った方で、保険者が必要と判断したもの

- ①現在の貸与の必要性（貸与の場合）
- ②利用内容が被保険者の身体状況に応じた適切な内容となっているか
- ③選定した福祉用具が利用者の自立支援に適しているか

## 調査の流れ

訪問調査が必要と判断した場合は、ケアマネージャーを通じて調査を行う旨お知らせします。その際、併せて日程を確認します。

調査当日は、ケアマネージャー、登米市の職員並びにリハビリ専門職で、申請者の身体状況・福祉用具使用内容の確認を行います。

①福祉用具購入・貸与状況の確認



②日程調整



③訪問調査

## その他

・滞在時間は20分～30分程度です。

・訪問の際は、マスク着用等新型コロナウイルス感染防止に努めます。申請者及びご家族の皆様におかれましても、感染防止対策にご協力くださいますようお願いいたします。